

外国人材受入のための ガイドブック 沖縄県の企業の皆様へ

発行 令和6年3月



目次

第1章：沖縄県外国人雇用の現状	
1-1 沖縄県の外国人雇用の現状	1
1-2 在留資格について	3
「働くことができる在留資格」と「働くことができない在留資格」	4
在留カード	5
在留資格の申請	6
在留資格「技術・人文知識・国際業務」	7
在留資格「特定技能」	8
在留資格「技能実習」	14
第2章：外国人材受入から雇用まで	
2-1 外国人採用から雇用までの流れ	16
2-2 求人票作成のポイント	18
2-3 外国人選考	19
2-4 外国人雇用の留意点	21
2-5 外国人雇用・労務管理のポイント	21
第3章：外国人材育成・生活面について	
3-1 育成面でのポイント	24
3-2 生活面でのポイント	24
3-3 外国人とのコミュニケーション	26
3-4 「やさしい日本語」を活用しよう	27
第4章：相談窓口一覧	
4-1 相談窓口一覧	28
4-2 行政書士を探す	28
4-3 各大学・専門学校・日本語学校問合せ先	29
4-4 特定技能登録支援機関	30
4-5 お役立ち情報	31
第5章：外国人材受入れ企業事例	
株式会社丸市ミート	32
株式会社美玉開発	33
有限会社宇根自動車	34
株式会社どりーむ	35
参考文献	36

はじめに

沖縄県は、2023年4月より外国人材受入を検討する事業主のための相談窓口を開設しました。この間、「**人材不足で外国人を雇用したいが、自社で外国人を雇用することは可能か**」「**どうやって外国人を採用するのか**」、「**外国人雇用をする際、注意すること何か**」、「**入社後の手続きやコミュニケーションの取りかたを教えてください**」など、雇用から育成に至るまで数多くのご相談をいただきました。

これらの相談を積み重ねるうちに、本県はあらゆる業種、職種で深刻な人材不足に陥っていることを実感すると同時に、適切な外国人雇用の重要性・必要性をしっかりと伝えていくことが求められていると感じています。

そこで、事業主様や企業の人事担当者へ、適切な外国人雇用をしていただくための「**外国人材受入のためのガイドブック**」を作成しました。

本冊子はこれまでいただいた様々な相談をもとに、特に押さえておきたい内容をまとめて作成いたしました。また、分かりやすさを重視し、できるだけ平易な用語の使用に努めています。

外国人雇用で少しでも分からないことがあったとき、このガイドブックを、活用いただけますと幸いです。

なお、外国人雇用に関する課題は幅広く、企業様のお悩みは多種多様のため、当ガイドブックだけで解決することは厳しいかもしれません。より、具体的なご相談は末尾掲載の相談窓口、外国人材受入企業支援事業の相談窓口へお問合せください。

最後になりましたが、「外国人雇用に関してもグローバルな観点で成長する事業主、企業」が多く存在するという点で、全国にも誇れる沖縄県であることを願います。

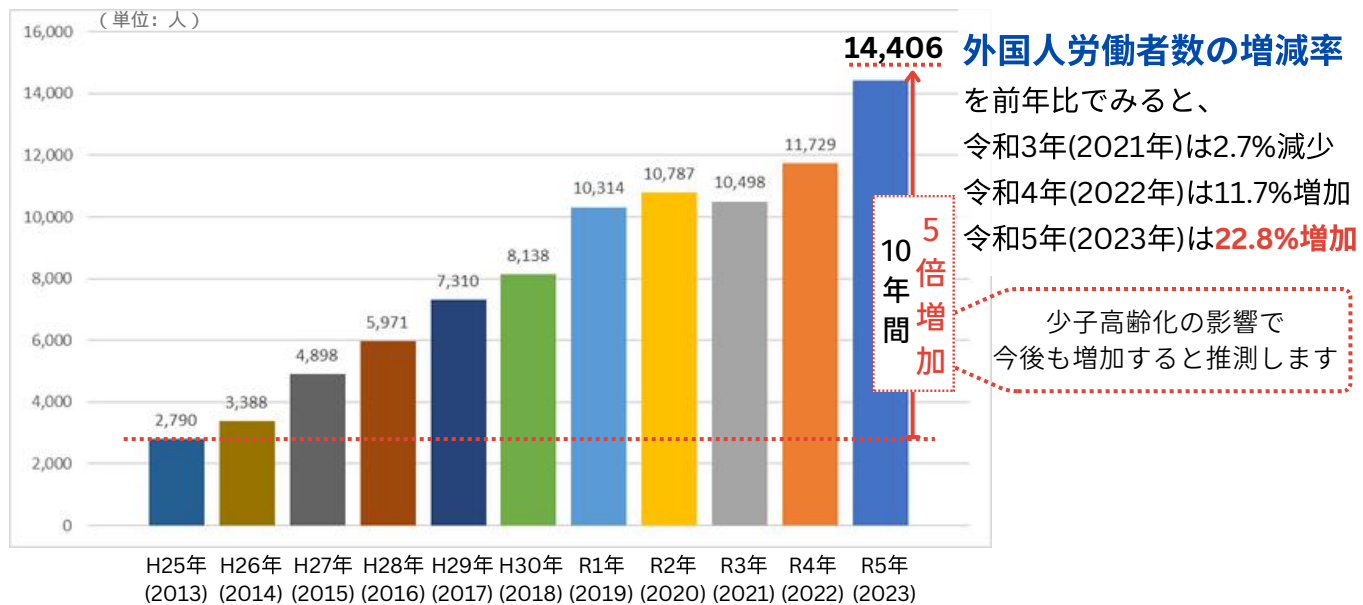
2024年 3月

沖縄県外国人材受入企業支援事業 事務局



第1章 沖縄県外国人雇用の現状

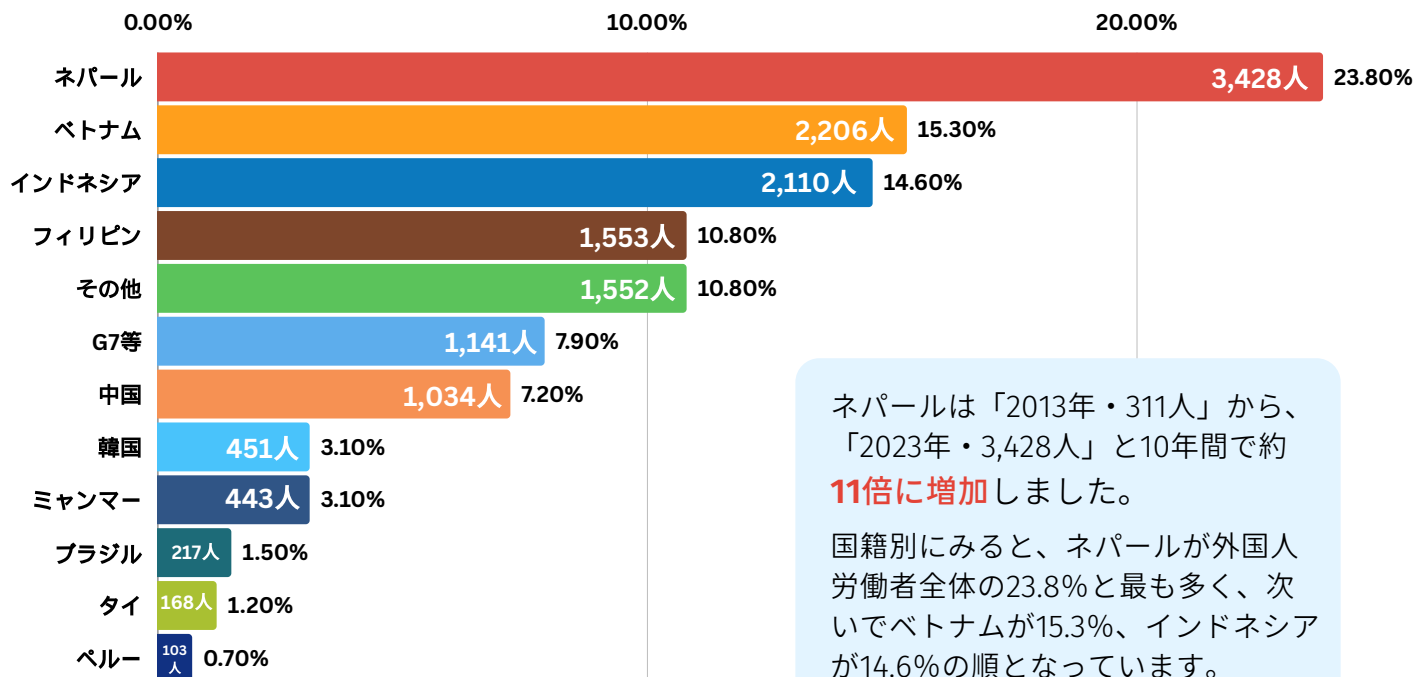
沖縄県（2013年～2023年）外国人労働者推移



外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数は、2007年に届出が義務化されて以来、2023年過去**最高**を更新しました。

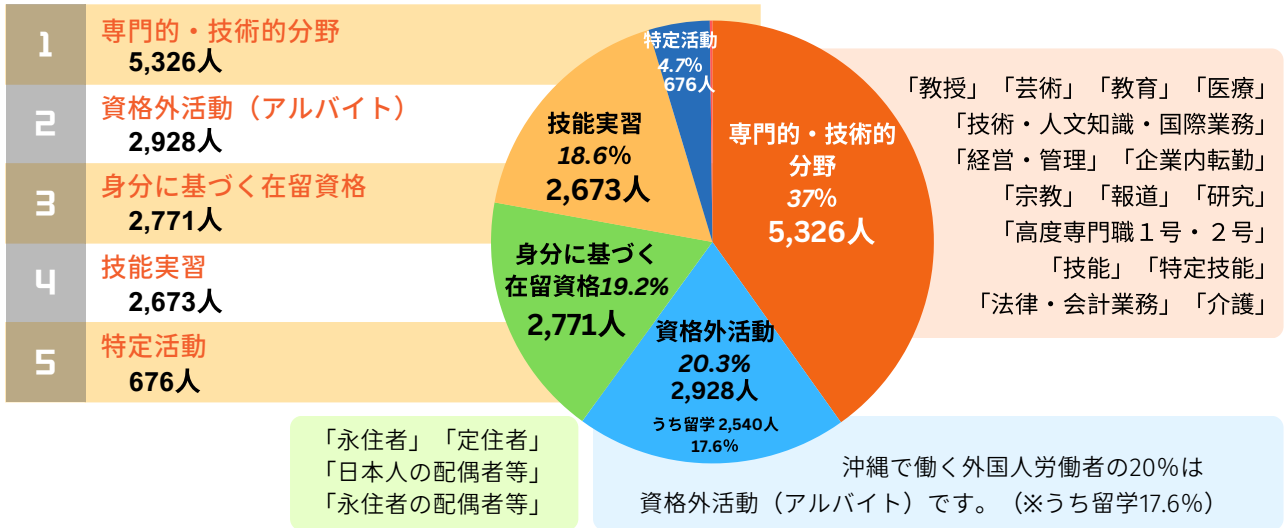
出典：厚生労働省沖縄労働局 令和6年（2024年）1月「外国人雇用状況」を基に作成

沖縄県 国籍別外国人労働者の割合



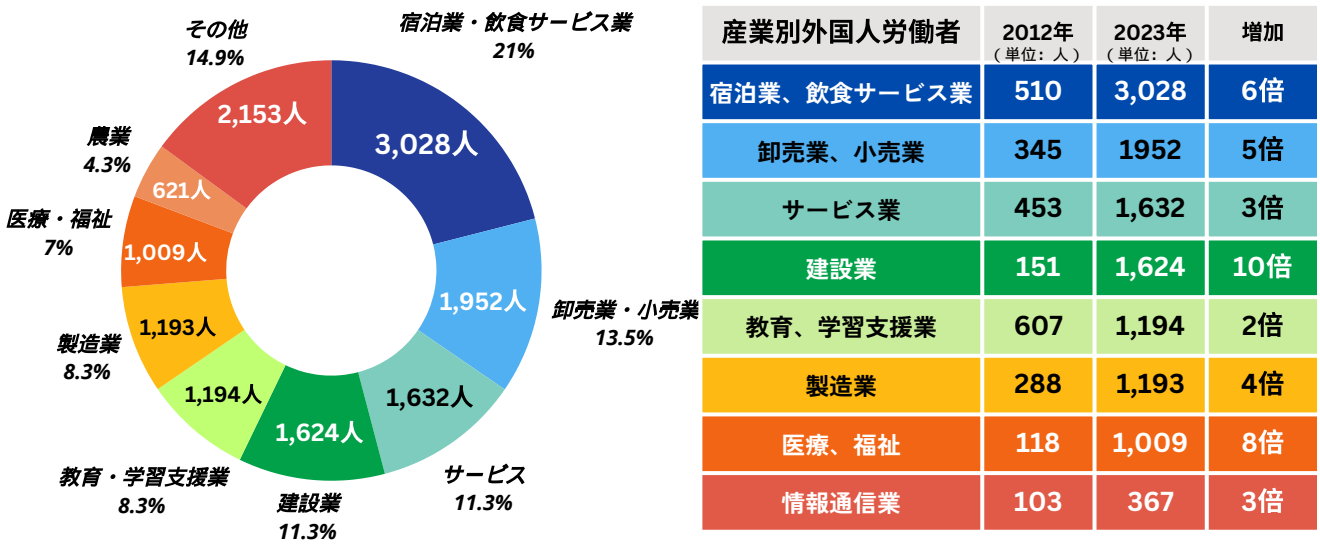
出典：厚生労働省沖縄労働局 令和6年（2024年）1月「外国人雇用状況」を基に作成

沖縄県 在留資格別外国人労働者の割合



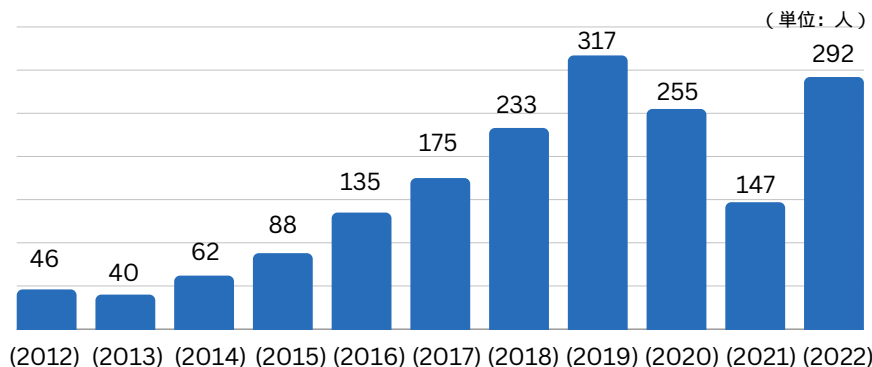
出典：厚生労働省沖縄労働局 令和6年（2024年）1月「外国人雇用状況」を基に作成

沖縄県 産業別外国人労働者の割合



出典：厚生労働省沖縄労働局 令和6年（2024年）1月「外国人雇用状況」を基に作成

沖縄県（2012年～2022年）留学生の就職状況



出典：法務省入国管理局 令和4年（2022年）における留学生の日本企業等への就職状況

1-2 在留資格について

「出入国管理及び難民認定法」とは

我が国に出入国し、在留するすべての外国人は「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます）」に基づいて、公正な管理が図られています。

外国人が、それぞれの活動に必要な「在留資格」の認定や変更、期間の更新などの在留審査手続、在留カードの交付、住居地や氏名などの変更の届出、在留資格の取消し、不法入国や不法残留に対する処分は、入管法に基づいて行われています。

所管官庁は法務省出入国在留管理庁です。



在留資格とは

在留資格は、外国人が日本に入国し、在留して行うことができる活動について、身分や地位を法律上明らかにしたものです。日本に在留している外国人は、在日米軍人・軍属などの一部例外を除いて、いずれかの在留資格を有しています。分類の枠組みとして、就労可能資格（いわゆる就労ビザ）と就労不能資格に分かれます。



就労可能資格のうち、永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格は就労制限がありませんので、日本人と同様に様々な職務で就労することができます。一方、指定される活動に基づいてのみ就労が認められる在留資格は、定められた範囲を超えて就労することができません。外国人を就労させる雇用主は、この制限を理解しておくことが重要です。

在留資格は、その資格ごとに定められた基準を充足することが必要であり、申請に対して所轄出入国在留管理局が個別に審査の上、諾否が決定されます。たとえ日本語が堪能で、就労に関する技術や能力が十分であったとしても、個別に定められている基準を満たさない限り在留資格は付与されません。

また、現在日本に在留している外国人が、在留期間更新や在留資格変更を希望する場合には、日本での在留状況も審査の対象となります。それには、在留することが認めるに足る相当の理由があるときに許可するとされています。犯罪歴や公的義務の不履行など、素行不良と判断される場合には、申請が拒否されることがあります。

外国人材受入のためには、これらの資格該当性や基準適合性の理解、申請人である外国人材の在留状況の把握が重要なポイントになります。

「働くことができる在留資格」と「働くことができない在留資格」

○ 働くことができる

〔就労資格〕 その在留資格に応じた仕事しかできない

外交	研究	報道	教授
公用	教育	高度専門職	技能
経営・管理	技術・人文知識・国際業務		法律・会計業務
芸術	宗教	医療	介護
企業内転勤	興行	特定技能	技能実習

特定活動（就労可）

〔身分資格〕

活動に制限がないので日本人と同じようにどのような仕事にも就くことができる

永住者

日本人の配偶者等

永住者の配偶者等

定住者

✕ 働くことができない

文化活動	留学
短期滞在	研修
家族滞在	特定活動（就労不可）

ただし...



資格外活動許可 を受けた場合は、一定の範囲内で就労（アルバイト）ができる

出典：厚生労働省 令和4年度「外国人労働者安全衛生管理の手引き」を基に作成



在留資格「**留学**」
大学、専門学校、
日本語学校等の学生



在留資格「**技能**」 外国料理の調理師、
スポーツ指導者（ダイビングインストラクター）等



在留資格「**技術・人文知識・国際業務**」
エンジニア、営業、マーケティング、通訳・翻訳等

雇用主は、就労可能な在留資格を持たない外国人を雇用することや、定められた在留資格の範囲を超えて就労させると、不法就労助長罪に該当する可能性があります。

すでに日本に在留している外国人を雇用する場合は、現在有している在留資格の種類を確認し、自社の業務で就労することが可能か確認することが必要です。在留資格の種類は、「在留カード」で行います。

また、海外から新たに呼び寄せる場合は、学歴や実務経験など、在留資格の基準を満たしているかを確認しましょう。

在留カード

在留カードは、新規の上陸許可時や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

出入国在留管理庁長官が日本に中長期滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを証明する「証明書」としての性格を有しています。

外国人は常時在留カードの携帯が義務付けられており、雇用主等が在留カードを預かり保管することは禁じられています。雇用管理上必要となる場合は写しを保管し、原本は本人に返却しましょう。

1 在留カードの見方

- **氏名**
※原則として、旅券のローマ字氏名で表記され、申出により漢字氏名も併記可能（漢字氏名を証明する資料が必要）ですが、**通称名は記載されません（特別永住者証明書も同様）。**
- **生年月日、性別、国籍、地域**
- **居住地**
- **在留資格**
- **在留期間及び在留期間の満了日**

- **在留カード番号**
- **許可の種類**
- **許可年月日**
- **交付年月日**
- **在留カードの有効期間の満了日**
- **就労制限の有無**
- **資格外活動許可の概要**

※ 申請を行った場合、申請に係る処分日または在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早い日までは、在留カードは失効しません（在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日となっている者を除く）。

※ 申請を行った場合、申請に係る処分日または在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早い日までは、在留カードは失効しません（在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日となっている者を除く）。

※ 「特例期間」（入管法第20条第5項等）に留意

出典：厚生労働省 令和4年度「外国人労働者安全衛生管理の手引き」を基に作成

2 在留カード確認のポイント

外国人を雇用する前に、在留カード表面記載の**在留資格の種類、在留期間、就労制限の有無**を確認しましょう。

留学生などをアルバイトで雇用する場合には、裏面の**「資格外活動許可欄」に許可**の表示があるかを確認します。

QRコードを読み取れば、Webページにアクセスできます

3 番号の確認

出入国在留管理庁ホームページの「**在留カード等番号失効情報照会**」を利用すると、当該番号が失効していないかについて確認できます。



4 情報の確認

出入国在留管理庁が開発した「**在留カード等読取アプリケーション**」を利用すると、在留カード等のICチップ内に保存されている**身分事項**や**顔写真**等の情報と券面の記載を見比べることができます。



不法就労となるのは主に3つのケース

① 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国者や在留期間の切れた人が働いた場合
 ・強制退去が既に決まっている人が働いた場合

② 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働いた場合
 ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働いた場合

③ 出入国在留管理庁から認められた〇〇の範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場や事務所で単純労働者として働いた場合
 ・留学生が許可された時間数を超えて働いた場合



注) 不法就労については、**事業主も処罰の対象**となります。

◆ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人

⇒ 「不法就労助長罪」3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)

◆ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

⇒ **強制退去の対象**

出典：厚生労働省 令和4年度「外国人労働者安全衛生管理の手引き」を基に作成

在留資格の申請

在留資格「変更」

国内にいる留学生や
家族滞在者が就職する場合



在留資格「認定」

海外在住者の採用、留学など



在留期間「更新」

現在日本に在留しており
継続して在留を希望する場合



資格外活動「許可」

留学性のアルバイトなど



在留資格認定申請の流れ

① 書類取り寄せ

卒業証明書、履歴書、写真
資格・職歴を証する文書など

② 書類作成

在留資格認定証明書交付申請書、
業務内容説明書、財務諸表、雇用
契約書、採用理由書、法人登記簿、
会社概要等
※企業規模等により異なります

③ 申請

所轄入国管理局へ提出
(本人、企業担当者又は代理人)

④ 結果通知

在留資格認定証明書を
海外の本人へ郵送

⑤ 査証入国

海外日本公館で査証申請
発給次日本へ入国

1-2 主な在留資格「技術・人文知識・国際業務」

エンジニアやプログラマーなどの技術職、マーケティングや生産管理などの人文知識を要する職務、翻訳・通訳などの国際業務に従事する場合に必要な在留資格です。

多くの職種がこの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象になりますが、それぞれの職種で個別に審査のうえ許可されています。例えば、通訳者として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が付与された者が、エンジニアや生産管理の職務に従事することはできません。また、清掃や土木作業などの単純労働とされる職務には許可されません。

分野	技術	人文知識	国際業務
持っている知識・能力	理系の知識	文系の知識	外国人特有の能力
具体的職種例	システムエンジニア、設計、生産技術など	経理、マーケティング、企画、生産管理など	翻訳、通訳、語学学校の講師など
			
			
要件	<p>「技術・人文知識」 以下の<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>① 業務と関連する科目を専攻して大学を卒業 ② 業務と関連する科目を専攻して日本の専修学校専門課程修了 ※専門士の称号が必要 ③ 10年以上の実務経験</p> <p>※ 情報処理系の技術者は特定の資格や試験合格で在留資格を認める特例あり 例、ITストラジスト試験、情報処理技術者認定試験など約60種</p>		<p>「国際業務」 以下の<u>全てに</u>該当すること</p> <p>① 翻訳、通訳、語学指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾もしくは室内装飾デザイン、商品開発その他これらに類する業務 ② 3年以上の実務経験 (大卒者が翻訳、通訳又は語学指導を行う場合不問)</p>
<p>※ 同職種の日本人と同等額以上の報酬 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要である</p>			

1-2 主な在留資格「特定技能」

人材確保が困難な一部の産業分野における人手不足に対応することを目的として、2019年4月、在留資格「特定技能1号・2号」が創設されました。飲食業や建設業、介護など12の産業分野で受け入れが進んでいます。

特定技能1号は1年を超えない期間ごとの更新で、上限は5年です。特定技能1号から特定技能2号への変更が許可されると、家族の帯同が認められるほか、更新の上限がなくなる点で大きな違いがあります。2023年8月省令改正により（注）、特定技能1号の産業分野のうち、介護以外の全産業分野において特定技能2号での受け入れが可能となりました。

注：本取扱は、2023年8月31日、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野を定める省令等が改正・施行されたことにより、同日から開始されています。

出典：出入国在留管理庁「特定技能2号の対象分野の追加について」を基に作成

 飲食料品製造業	 外食業	 宿泊業	 ビルクリーニング業	 介護業	 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
 航空業	 建設業	 造船・船用工業	 自動車整備業	 漁業	 農業

	特定技能1号	特定技能2号
説明	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々に指定する期間ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入機関または登録支援機関による支援	支援の対象 (支援の実施が求められている)	支援の対象外
受け入れ分野	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品製造業 ・外食業 ・宿泊業 ・ビルクリーニング業 ・素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ・航空業 ・建設業 ・造船・船用工業 ・自動車整備業 ・漁業 ・農業 ・介護業 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品製造業 ・外食業 ・宿泊業 ・ビルクリーニング業 ・素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ・航空業 ・建設業 ・造船・船用工業 ・自動車整備業 ・漁業 ・農業 <p>※ 現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていません。</p>

出典：出入国在留管理庁「特定技能制度」を基に作成

特定技能人材の受入れ機関（雇用主）

特定技能外国人を受け入れる会社は、当該人材の仕事上、私生活上の様々な支援が義務付けられています。支援を適切に行うためには、入管法上の基準を満たす支援体制が必要です。自社で支援体制の基準を満たすことができない場合、登録支援機関に支援業務を委託することが認められています。登録支援機関とは、通訳者の確保や支援担当者の配置など、支援体制の基準を満たすものとして出入国在留管理庁に登録された民間の会社です。



受入れ機関が特定技能外国人を雇用するための基準

- 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がないこと等）
- 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）



受入れ機関の義務

- 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること
- 外国人への支援を適切に実施すること
 - ※ 支援業務は、登録支援機関に委託することが認められています。
- 出入国在留管理庁への各種届出を履行すること

特定技能1号 支援体制確認シート

雇用する企業（特定技能所属機関）で外国人の支援をする際
下記の支援体制を満たしているかチェックしましょう

QRコードを読み取れば、
PDFをダウンロードできます



No	内容	○・×	備考
1	(A) 過去2年以内に中長期在留外国人の雇用実績がある (B) 過去5年以内に2年以上、中長期在留者の生活支援経験がある職員がいる		(A)又は(B)いずれかに該当で○ ※雇用及び支援経験は留学生を除く
2	特定技能人材が余すことなく理解できる言語の通訳者がいる		
3	日本語教育の機会を提供することができる		
4	定期的に文化行事等への参加サポートができる		
5	日本人と同等の賃金を支払うことができる		
6	日本入国前に、外国人材に対して事前ガイダンスを行うことができる		日本への入国方法、入国後の手続きに関する事3時間程度
7	住民登録等の、各種行政手続きをサポートすることができる		住民登録、銀行口座開設等
8	住居確保をサポートすることができる。		
9	対象者が理解できる言語で生活オリエンテーションを実施することができる		日本での生活に関する事8時間程度
10	3ヶ月に1回、日本人を含む労働者の賃金支払い状況を入管へ報告できる		出勤簿、賃金台帳の提出

※ **×** に該当する項目がひとつ以上ある場合には、事業所単独で支援体制を満たすことができません。
(登録支援機関への委託が必要)

特定技能1号 受入要件確認シート

特定技能外国人を受入れる企業（特定技能所属機関）は
下記の要件を満たす必要があります
要件が満たされているか、チェックしましょう

QRコードを読み取れば、
PDFをダウンロードできます



No	内容	チェック	備考
1	受入対象分野（12分野）に該当すること（参考P11）	<input type="checkbox"/>	
2	過去5年以内に労働法・入管法違反による処分がないこと	<input type="checkbox"/>	
3	過去1年以内に行方不明者を発生させていないこと （本人帰責事由を除く）	<input type="checkbox"/>	
4	労働保険が適用されていること	<input type="checkbox"/>	
5	労働保険料の滞納がないこと	<input type="checkbox"/>	
6	健康保険厚生年金の強制適用事業所の場合、適用されていること	<input type="checkbox"/>	
7	健康保険厚生年金保険料の滞納がないこと	<input type="checkbox"/>	
8	対象作業以外には従事させないこと	<input type="checkbox"/>	
9	国税、地方税、消費税等の滞納がないこと	<input type="checkbox"/>	
10	賃金を預金口座への振り込みにより支払うこと	<input type="checkbox"/>	
11	日本人と同等の賃金を支払うことができること	<input type="checkbox"/>	
12	対象労働者は18歳以上であること	<input type="checkbox"/>	
13	対象労働者に法定以上の費用を負担させていないこと	<input type="checkbox"/>	
14	直近年度の決算において債務超過状態である場合、公認会計士等の国家資格者によって、事業継続が可能であることの評価がきること	<input type="checkbox"/>	国家資格者の署名による評価調書が必要
15	住居は法定以上の広さを確保できること	<input type="checkbox"/>	1人あたり7.5㎡以上
16	一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること	<input type="checkbox"/>	
17	常時10人以上の労働者がいる場合、就業規則（賃金規程を含む）を作成していること	<input type="checkbox"/>	
18	違約金を定める契約をしていないこと	<input type="checkbox"/>	退職希望者から金銭を徴収する契約など
19	分野別協議会に加入できること	<input type="checkbox"/>	

特定産業分野と従事する業務

特定産業分野	分野所管行政機関	従事する業務
1 介護	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護等 (利用者の心身の状況に応じた入浴, 食事, 排せつの介助等) のほか、これに付随する支援業務 (レクリエーションの実施, 機能訓練の補助等) (注) 訪問系サービスは対象外 [1業務区分]
2 ビルクリーニング		<ul style="list-style-type: none"> 建築物内部の清掃 [1業務区分]
3 素形材・産業機械 ・電気電子情報関連製造業	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 [3業務区分]
4 建設業	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 土木 建築 ライフライン・設備 [3業務区分]
5 造船・船用業		<ul style="list-style-type: none"> 溶接 塗装 鉄工 仕上げ 機械加工 電気機器組立て [6業務区分]
6 自動車整備業		<ul style="list-style-type: none"> 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随 [1業務区分]
7 航空業		<ul style="list-style-type: none"> 空港グランドハンドリング (地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) 航空機整備 (機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]
8 宿泊業		<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]
9 農業		<ul style="list-style-type: none"> 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等) 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]
10 漁業		<ul style="list-style-type: none"> 漁業 (漁具の製作・補修, 水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) 養殖業 (養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]
11 飲食料品製造業		<ul style="list-style-type: none"> 飲食料品製造業全般 (飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]
12 外食業	<ul style="list-style-type: none"> 外食業全般 (飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	

出典：出入国在留管理庁 令和5年(2023年)12月「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

最新資料はこちら
(出入国在留管理庁HP)
を御覧ください


www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html



特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ

外国人本人の要件

- 18歳以上であること
- 技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習2号を良好に修了した外国人は免除）
- 特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
- 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
- 自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していることなど

	① 日本国内に在留している外国人を採用するケース	② 海外から来日する外国人を採用するケース	
STEP 1	(外国人が) 試験に合格又は技能実習2号を修了 技能実習2号を良好に修了した方であれば 帰国済みであっても試験は免除されます		企業の支援内容 (参考P13)
STEP 2	特定技能外国人と雇用契約を結ぶ 在留資格認定証明書交付申請又は 在留資格変更許可申請前に 実施してください <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ機関等による事前ガイダンス等 ・健康診断 		
	※ 登録支援機関と委託契約の締結		
STEP 3	特定技能外国人の支援計画を策定する (参考P13)		
STEP 4	在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理局へ行う 主な添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ機関の概要 ・特定技能雇用契約書の写し ・1号特定技能外国人支援計画 ・技能を証明する資料 ・日本語能力を証明する資料等 		①事前ガイダンス (母国語等で3時間程度)
STEP 5	「特定技能1号」へ 在留資格変更	在留資格認定証明書受領 (受入れ機関から本人への送付) 在外公館に査証(ビザ)申請 査証(ビザ)受領 入国	②出入国する際の送迎 ③住居確保・生活に必要な契約支援 ④生活オリエンテーション (母国語等で8時間程度) ⑤公的手続等への同行
STEP 6	入社・入社後 		⑥日本語学習機会の提供 ⑦相談・苦情への対応 ⑧日本人との交流促進 ⑨転職支援 (人員整理等の場合) ⑩定期的な面談・ 行政機関への通報

出典：出入国在留管理庁 令和4年（2022年）8月「特定技能 ガイドブック」を基に作成

特定技能外国人支援計画の概要

「特定技能1号」で在留する外国人には、受入れ機関（雇用する企業）又は登録支援機関による支援の実施が求められています。（※特定技能2号は支援の対象外）

1 事前ガイダンス ※母国語で3時間程度



- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

7 相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



2 出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

8 日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等



3 住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設
- ・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



9 転職支援 (人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇付与や必要な行政手続の情報提供



4 生活オリエンテーション ※母国語で8時間程度

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

10 定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



5 公的手続等への同行



- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

6 日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



「登録支援機関」とは

特定技能所属機関（受入れ機関、雇用する企業）との契約により委託を受けて、特定技能1号外国人を雇用する企業等の代わりに、特定技能外国人支援計画のすべての業務をおこなう者として、出入国在留管理庁長官の登録を受けた者のことをいいます。

1-2 主な在留資格「技能実習」

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与すること（国際貢献）を目的として1993年に創設された制度です。

2017年、「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、新たな技能実習制度がスタートしました。

① 技能実習生受入れの方式

受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあります。

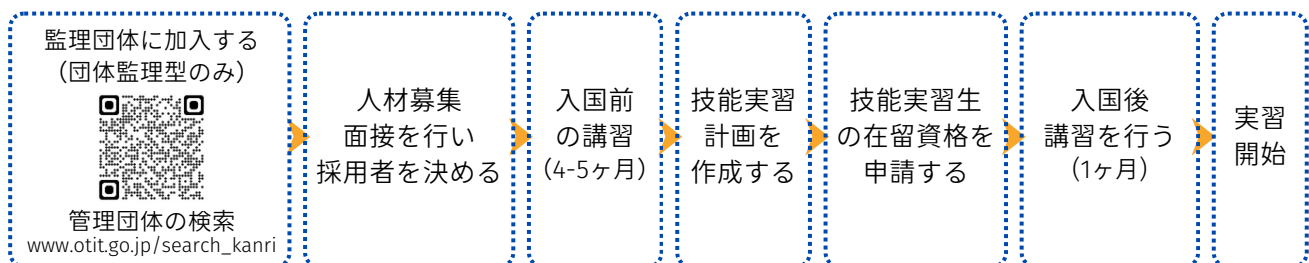
2021年末では企業単独型の受入れが1.4%、団体監理型の受入れが98.6%（技能実習での在留者数ベース）となっています。

- ・ 企業単独型：日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式
- ・ 団体監理型：事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式

② 技能実習の要件

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、習得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあつては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行つたことがないこと。
- 欠格事由に該当しないこと。

③ 採用の流れ



④ 今後の技能実習制度について

厳しい職場環境に置かれた技能実習生の失踪が相次ぎ、人権侵害の指摘があるとして、2024年2月9日、国では技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を設けるとした方針を決定しました。

主なポイント

- ① 新制度の目的「国際貢献」から「**外国人材の確保と育成**」に変更
- ② 名称「技能実習制度」から「**育成就労制度**」へ変更
- ③ 基本的に3年で一定の専門性や技能をもつ水準に育成する
- ④ 特定技能への移行する条件は技能と日本語の試験に合格すること
- ⑤ これまで原則できなかった転籍は一年以上働いたうえで一定の技能と日本語能力があれば、同じ分野であれば認められる

今後は実習生、受入企業の双方にとって理解ある制度になることを期待したいです。

※ 新制度施行後も、見直しにより現行の技能実習制度利用者に混乱が生じないよう、一定期間継続することとされています。

技能実習と特定技能を比較		
	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
在留期間	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習1号：1年以内 ・技能実習2号：2年以内 ・技能実習3号：2年以内 （合計で最長5年）	通算5年
技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護分野の場合、日本語能力試験N4レベルの要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了したものは試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の管理事業を行う）	なし
支援機関（生活支援）	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入人数	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし （介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能を要する業務に従事する活動（2号、3号）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
転籍・転職	原則不可。 実習実施者の倒産等やむを得ない場合や2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

出典：出入国在留管理庁「技能実習と特定技能の制度比較（概要）」を基に作成

第2章 外国人材受入から雇用まで

2-1 外国人採用から雇用までの流れ



1 採用計画をたてる

人材不足だから、グローバル化の流れに遅れないようにと外国人採用の目的がなく安易な気持ちで外国人を採用すると、定着、育成面で失敗することがあります。

まずは、**外国人を雇用する目的を明確にしましょう。次に任せたい業務内容、必要なスキル等を整理し求人票を作成しましょう。**

※ 求人票作成の仕方 (参考P18)

外国人を採用する目的は何ですか？

例) 今後の外国人観光客(中華圏、英語圏)に対応するため自社のグローバル化、発展のため

外国人にやってもらいたい業務は何ですか？

例) ホテルのベル、フロント受付、海外からの電話やメールでの予約受付

その業務をこなすためには、どんな能力または適性が必要ですか？

例) 語学力「中国語、英語 (ネイティブ)」日本語力 (N2以上)

日本人スタッフやお客様と問題なく会話ができること

適性 笑顔で明るい人、気配りができる人

その業務に該当する在留資格は何ですか？

例) 技術・人文知識・国際業務

採用時期

選考プロセス

新人か社会人経験者か

雇用条件

3~5年のキャリアプラン

採用担当者・現場担当者

Point !

外国人が入社した際、職場になじめるよう外国人を採用することを現場や社員へ伝え、共有しましょう。

上記を整理し、求人票を作成。

※ 求人票作成 (参考P18)

2

人材を集める（求人募集）

県内・県外・海外どこから人材を開拓するか、雇用したい人材や在留資格の種類等により募集方法は異なります。主な募集方法です

募集方法	費用イメージ
大学や専門学校、日本語学校へ求人を掲載してもらう。	無料
合同企業説明会 入国管理局や県、自治体が主催の合同企業説明会には専門学校や大学に通う留学生が訪れる。	無料 有料
インターンシップ 留学生の中には日本企業でインターンシップを希望する者がいる。インターンシップから雇用に繋がるケースもある。大学独自で主催するインターンシップもある。	無料 有料
海外で開催される合同企業説明会 出展料や移動費がかかるが、多くの外国人と直接、対話ができる、その場で面接できる説明会もある。本格的に募集をかけたい、複数名を採用する際は海外に出向く。	有料
ハローワーク・外国人雇用サービスセンター 無料で掲載できる。外国人向け合同企業説明会など開催される。	無料
自社HPやSNS 自社の採用ページを作り、求人を掲載する。コストがかからず、会社の魅力が伝わりやすい。SNSは応募者と直接やりとりすることができる。	無料
求人サイト 外国人に特化した求人サイトも増えてきた。多くが有料なので、事前にコストを調べたほうがよい。	有料
人材紹介会社 コストはかかるが欲しい人材を紹介してもらえる。人材紹介会社へ依頼する際は、雇用したい人材の特徴を伝え、紹介料など見積書もらう。なるべく複数の会社へ問い合わせ比較する。	有料

3

選考（履歴書・面接）

書類選考と同時に在留カードを確認しましょう。（※確認方法はP5を参照）

技術・人文知識・国際業務での就労の場合、大学や専門学校の専攻科目と業務内容の関連性を見るため、履歴書で学歴や職歴を確認します。学科や卒業時期など不明な点は面接で確認しましょう。

4

内定

内定の伝え方は対面や電話、オンラインなど口頭による通知とメールや文書で内定通知書を送る方法があります。気を付けたいのは口頭で「一緒に働けるのを楽しみにしています」「早く日本にきてくださいね」など曖昧な言葉で伝えると、本人に伝わらないことがありますので、なるべく口頭と文書両方で伝えましょう。

次に、雇用条件通知書を作成します。できれば、英語や母国語で翻訳し、口頭で説明しましょう。

厚生労働省のHP
外国人向けモデル労働条件を
参考にしてください



www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056460.html

外国人労働者向け
モデル労働条件通知書

5

在留資格の申請・変更

例えば、留学生を採用した場合は「留学」から「就労可能な在留資格」へ変更が必要です。海外から採用する場合、特定技能1号など、在留資格の種類により、申請方法が異なりますので、入国管理局や行政書士へ相談しましょう。申請期間は1～3ヶ月、特定技能や技能実習などはそれ以上時間がかかることがありますので、入社時期にあわせて早めに申請しましょう。

2-2 求人票作成のポイント

外国人に興味をもってもらう求人票を作成するには、「どんな外国人に応募してほしいか、採用したい人物像をイメージして求人票を作成する」ことが大事です。

たとえば、雇用したい人の日本語レベルが高くなくて良いなら、難しい漢字でなく、ひらがなやルビをふり、簡単な言葉で書くほうが、より多くの対象者に興味をもってもらえます。

求人票を作成する際は、下記部分を工夫すると、外国人が応募しやすい求人票になります。

求人票	
会社名	〇〇リゾートホテル
事業内容	宿泊業
求人内容	
募集職種	フロントスタッフ
配属部門	ホテル宿泊部門
仕事内容	・チェックイン・チェックアウト受付 ・電話やホテル予約サイトの予約対応 ・お客様の荷物管理
雇用形態	正社員
在留資格の種類	技術・人文知識・国際業務
勤務場所	おきなわけん なごし びいまた 沖縄県 名護市 為又 〇番〇号
応募資格 日本語レベル 他の言語	大学、専門学校で観光学科または日本語専攻の人 日本語能力試験N2レベル以上 英語（日常会話）
勤務時間	シフト制（実労働時間：7.5時間、休憩60分） ※08：00～22：00の間でのシフト制
残業	月20～30時間程度
休日休暇	シフト制 年間111日（月9～10日程度） 年次有給休暇、慶弔休暇 他
待遇内容	
給与	月収 200,000円 年収 〇〇万円 ※残業手当、諸経費は別途支給 ※昇給：あり
手取り給与	163,000円
賞与	あり（年1回 基本給の1ヶ月分）
諸手当 各種保険	通勤手当全額支給（車・バイク通勤可）、住宅手当、残業手当 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
福利厚生	社員寮完備（毎月〇万円、光熱費込み） 通勤手段：寮からホテルまでバスで〇分、徒歩〇分 従業員食堂あり、食事手当 【教育制度】入社時オリエンテーション、マナー研修あり
その他 メッセージ	沖縄県北部の自然に囲まれたホテルです。国内、国外から多くのお客さまが訪れます。現在、5名の外国人が活躍しています。寮完備（一人部屋）福利厚生も充実しています。研修制度があるので未経験の方でも安心して働けます。

外国人がイメージできるように、**仕事内容を細かく、わかりやすく**書く。

外国人にとって、どの在留資格で働くかは、仕事を選ぶうえで大事なことです。**自社で雇用する際に想定される在留資格を明記**する。

外国人、特に県外、海外から来る外国人にとって、地名を読むのは難しいので「**ふりがな**」をふる。

外国人に任せたい業務内容はどの程度の日本語レベルが必要か明記する。

日本人と同等以上の給料であること。

月収、年収両方書く。外国人は年収を見る傾向があります。残業も月どれくらいあるのかを明記、外国人はワークライフバランスを優先しなるべく残業をやりたくない人、家族に仕送りをするため、残業をやりたい人、それぞれです。

実際の手取り給与を明記する。外国人は社会保険や税金などの控除について理解しにくいので、何を引かれて実際にいくらもらえるのか説明が必要です。

住居、寮やアパートがあるか明記する。外国人が日本で家を借りることは困難。住むところがあれば、安心して応募できます。**部屋は一人部屋か共同か、月々の家賃や光熱費なども明記**すると生活のイメージができます。

やってはいけないこと！

- ・「国籍」指定の標記をしない
- ・「男女、思想、信条等」差別的な表現をしない

すでに外国人を雇用している場合は、**雇用人数や活躍している様子を文章や写真を掲載**する。初めて雇用する場合は**募集背景（なぜ、外国人を雇用したいか）を明記**すると求人を見た人は働くイメージができます。

2-3 外国人選考

外国人選考の注意点

① 働くことができる在留資格か確認する ※国内の外国人を雇用する時

採用決定後、実は働くことができない在留資格だとわかったら、これまで選考にかけてきた時間や労力が無駄になってしまいます。そうならないように、下記の確認をしましょう。

□ 面接時に在留資格、在留期間、資格外活動許可の有無などの確認を口頭での質問により回答を得るか、書面により本人から自己申告をしてもらう

※ 採用が決まり次第、在留カード等の提示を求める

② 履歴書、職務経歴書をもらう

求人票（業務内容）と求職者の経歴、専門などに関連性はあるか確認しましょう。



③ 面接では

「はっきり、ゆっくり、分かりやすい言葉」で質問する

難しい言葉は使用せず、いつもよりゆっくり話す意識をしましょう。外国人は日本語を学ぶとき、丁寧語（です。ます。）で勉強します。そのため、できるだけ丁寧語で話すことで、伝わりやすくなります。

④ 業務内容や雇用条件を明確に説明する

入社後、どんな仕事をするか、勤務時間や休日、手取り給与などをきちんと説明しましょう。母国語で説明するとミスマッチやトラブルが回避できます。

⑤ 住居のサポートがあるか説明をする

外国人が日本で仕事をする上での心配事は「寮はあるか、アパートを借りる際、保証人はいるか」などです。なぜなら、外国人が日本で家を借りることは困難だからです。面接の際、「寮があります」と伝えることで安心して働くことができます。

在留資格申請のサポートも同様です。

⑥ 人種や国籍、宗教などに関する面接での質問、またそれを理由に採用の可否、賃金、労働時間などの条件について差別的な取り扱いほしない

外国人を受入れるための準備で確認したい場合は、直接的な質問は避け、「〇〇さんを受け入れる準備をしたいので、宗教のこと(お祈りスペースは必要か、食べられない食品など)を聞いても大丈夫ですか」と伝えるなど、配慮が必要です。





基本の質問シート

技術・人文知識・国際業務

- 「自己紹介をお願いします。」
第一印象、日本語力の確認

- 「お名前は何とよびますか？」
聞きなれない名前が多いので、最初の段階で呼び方を確認。コミュニケーションをとりましょう

- 「日本に来て、何年ですか？」
来日期間と日本語レベルのバランス

- 「日本語を勉強したきっかけは何ですか？」
導入の質問としてオススメ。外国人が答えやすく、コミュニケーションがとりやすい質問

- 「日本語レベルはどれくらいですか？」
- 「日本語の話す・聞く・読む・書く、この中で一番得意なことはどれですか？」
話す・聞く・読む・書く、それぞれのレベルを確認することで、どの程度の日本語力か、業務を任せて大丈夫なレベルか等、確認できます
例) ※ 一日に何時間、日本語で会話しますか？
※ 普段、友達や先生と日本語で話しますか？
※ 授業は日本語ですか？
※ 本やSNSなど日本語で読めますか？
※ 論文やレポートを日本語で書けますか？
※ PCやメールを日本語入力できますか？

- 「〇〇大学、〇〇専門学校を選んだ理由は？」
目的をもって留学にきているか、打ち込んでいるものがあるか、学習意欲の確認ができます

- 「大学や専門学校での専門は何ですか？」
在留資格申請において、入社後の業務内容と大学の専門が共通しているかの確認は重要です

- 「帰国ではなく沖縄で就職したい理由を教えてください」
この質問でどのくらいの期間沖縄で働きたいかわかることがあります

- 「当社を志望する理由は何ですか？」
- 「入社したら、何をやりたいですか？」
- 「この業種または職種はどんなイメージですか？」
会社のことを調べているか、事業内容や仕事をどの程度イメージできているか確認します

- 「これまで、どのような仕事（アルバイト）を経験しましたか？」

- 「あなたの強み・弱みはなんですか？」

- 「現在選考が進んでいる会社はありますか？」

- 「何年くらい日本で働きたいですか？」
又は「将来ビジョンを教えてください」

- 「沖縄で働くことをご両親は何と言っていますか？」

特定技能・技能実習

短く、分かりやすい、
質問をしましょう



- 「日本語はどこで勉強しましたか？」

- 「一日に日本語をどれくらい勉強しますか？」

- 「〇〇さんはどんな人ですか？」
英語：tell me about yourself
「周りの人からどんな人だと言われますか？」この質問は伝わりづらいです。
海外では、「あなたはどんな人ですか？」のほうが答えやすいです。

- 「日本で働きたい理由を教えてください」
日本で働きたい理由が明確にあるか？
なんとなく日本を選んでいないか？など確認する

- 「趣味は何ですか？」
持続性やストレス解消があるか確認する

- 「沖縄のイメージを教えてください」

- 「なぜ、この仕事を選んだのですか？」

- 「この仕事のイメージを教えてください」
又は「〇〇はどんな仕事だと思いますか？」

- 「なぜ、当社を選んだのですか？」
会社のことを調べているか、事業内容や仕事をどの程度イメージできているか確認する

- 「これまでどんな仕事をしましたか？」

- 「あなたが日本へ行く事をお父さん、お母さんは賛成していますか？」

- 「技能実習、特定技能が終わったら、何をやりたいですか？」

- 「日本で何年間、仕事をしたいですか？」

- 「希望する給与はいくらですか？」

- 「沖縄に来たら楽しみにしていることはありますか？」

- 「これまで、大きな病気やけがをしたことはありますか？」

- 「沖縄は電車がありません。東京や大阪と違って、交通が便利ではありません。会社まで、バスまたは自転車で通勤（〇分くらい）ですが、大丈夫ですか？」
会社と寮、アパートまで距離がある場合は通勤方法を伝えてください。

2-4 外国人雇用の留意点

① 外国人を雇用する上で事業主が遵守すべき法令や雇用管理の内容を確認しましょう

- 国籍で差別しない、公平な採用選考をしましょう。
- 労働基準法や健康保険法などの労働関係法令や社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。
- 賃金、労働時間その他の労働条件を国籍で差別してはいけません。
- 労働条件について書面等で明示しましょう。その際、母国語又はやさしい日本語で作成し、外国人労働者が理解できるよう努めましょう。
- 外国人労働者の旅券、在留カード等を保管してはいけません。
- 留学生をアルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要です。資格外活動で働ける時間は原則週28時間以内です。
- 労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇は行わない。やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職ができるよう必要な援助を行うよう努めましょう。
- 業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇、妊娠・出産等を理由とした解雇は禁止されています。

他にも、外国人雇用をする上でのルールがあります。
外国人労働者が安心して働けるよう、ぜひ、下記の内容を把握しましょう。



www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf

厚生労働省
「外国人雇用管理指針」
(外国人労働者の雇用管理の改善等に関し
て事業主が適切に対処するための指針)



www.mhlw.go.jp/content/001003486.docx

厚生労働省
「外国人労働者の雇用管理
改善等に係る自主点検表」
(事業主用)



www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf

厚生労働省
「外国人雇用は
ルールを守って適正に」
(令和5年6月版)

2-5 外国人雇用・労務管理のポイント

① 採用決定後は「労働条件通知書」の交付、または「雇用契約書」の締結をする

業務内容や賃金などの労働条件を書面で明示することで、労働条件のトラブルを防止することができます。また、在留資格申請をする際は、**労働条件通知書**または**雇用契約書**が必要です。雇用主は労働条件通知書または雇用契約書を作成し、外国人労働者へ労働条件を説明（日本語、母国語両方が望ましい）合意後、印鑑または署名をもらいましょう。

※ 外国語で記載された書式を使いましょう。

● 厚生労働省のHP「**外国人労働者向けモデル労働条件通知書**」の書式では英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語などに対応（日本語との併記）



QRコードを読み取れば、
PDFをダウンロードできます

★ 労働条件通知書に必ず明示すること

- ① 労働契約の期間
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③ 就業場所、従事する業務内容
- ④ 始業、終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制で勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り、支払い時期に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- ⑦ 昇給に関する事項

2024年4月から労働条件明示のルールが変わります。 新しく追加される明示事項

- ① すべての労働者に就業場所・業務の変更の範囲
- ② 有期契約労働者に更新上限の有無と内容
- ③ 有期契約が5年を超えるときは無期転換申込機会、無期転換後の労働条件

厚生労働省のHP
を参考にしてください

www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156050.pdf



2 市町村に転入届けをする

住所が決まったら、**14日以内**に在留カード（入国した空港で在留カードが発行されなかった場合はパスポート）を持参して、**市町村に転入の届け出**をしましょう。

3 在留カードの交付について

現在、入国時に在留カードを発行できる空港は成田、羽田、中部、関西、新千歳、広島、福岡の7空港です。

那覇空港から入国した場合は転入の届け出をしたあと、住居へ郵送されます。（10日～2週間程度）。

石垣島や宮古島など離島はそれ以上に時間がかかることがあります。



4 雇用保険・社会保険（健康保険・厚生年金保険）等の資格取得手続きをする

日本人雇用と同じく、**雇用保険・社会保険の資格取得手続き**が必要です。

手続期限 ○ **雇用保険：入社月の翌月10日まで**

○ **社会保険：入社日から5日以内**

5 外国人雇用状況の届け出をする

新たに外国人を雇用する事業主は、外国人の「雇入れ」や「離職」の際に氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

	雇用時	離職時
労働時間が週20時間以上で 雇用保険被保険者となる場合	「雇用保険被保険者資格取得届」 ハローワークへ提出 (入社日の翌月10日まで)	「雇用保険被保険者資格喪失届」 ハローワークへ提出 (退社日の翌日から10日以内)
労働時間が週20時間未満または雇 用保険に加入できない場合	「外国人雇用状況届出書」 ハローワークへ提出 (入社日の翌月末日まで)	「外国人雇用状況届出書」 ハローワークへ提出 (退社日の翌月末日まで)

※ 届出は事業所の所在地を管轄する**ハローワークの窓口で提出する方法**と、**オンラインで申請する方法**（外国人雇用状況届出システムを活用）があります。

なお、**外国人雇用状況の届出は正社員だけでなく、派遣社員、アルバイトなど、全ての外国人労働者が対象となります。**

6 マイナンバーとは



- マイナンバーは日本国内での社会保障や税、災害対策分野などの法定された行政手続きで利用されます。**来日後、初めて住民票が作成される際に、マイナンバーが付番**されます。

- マイナンバーは、**1人ひとりみな異なる番号で、原則生涯同じ番号みな異なる番号で、原則生涯同じ番号**です。いったん日本を離れ、再来日して住民票を作成する場合にも同じ番号を使用します。番号を自由に変更することはできません。
- 役場で住民登録をした後、2～3週間程すると、**住民票の住所あてに「個人番号通知書」が簡易書留で届きます。**
- 入社の手続き時に、マイナンバーの通知がない場合は、**住民票にマイナンバーを記載してもらい、**手続きに利用することは可能です。

7 マイナンバーカードとは

- マイナンバーカードとは対面でもオンラインでも使える**公的な本人確認書類**です。
- マイナンバーカードを取得するためには申請が必要です。
- マイナンバーカードを申請すると、**国外からお金を受けとるとき、国外へ送金するときの身分証明書**として使用できます。



マイナンバーに関する情報（出入国在留管理庁）
www.moj.go.jp/isa/support/portal/mynumbercard.html



マイナンバーカード総合サイト
www.kojinbango-card.go.jp/contact/

8 外国人労働者の雇用労務責任者の選任



外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、「**雇用労務責任者**」を選任しましょう（厚生労働省指針）

主な業務

- 外国人労働者の雇用や労働条件等に関する事項の管理や、関係行政機関との連絡など。
- 外国人労働者の雇用労務管理を担当する。

9 退職手続き

基本的には日本人と同じ手続きです。

- ① ハローワークへ「雇用保険被保険者資格喪失届」等の届出
 - ② 雇用保険の離職票の交付
 - ③ 社会保険の資格喪失手続き
 - ④ 健康保険の被保険者証の回収
 - ⑤ 源泉徴収票の交付
 - ⑥ 住民税で支払うべき残高がある場合の手続
 - ⑦ 貸与品(社員証、PC、制服、寮の鍵、名刺など)の回収
 - ⑧ 退職証明書の交付
- ※ 退職者から「退職証明書」を出すよう求められたら、交付義務があります。



退職証明書は一般的に下記内容ですが、退職者から求められた事項のみを書きます。

退職証明書の内容

- ・雇用期間
- ・業務内容
- ・役職
- ・給与
- ・退職の事由

出典：総務省「マイナンバー制度とマイナンバーカードについて」
厚生労働省「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」

第3章 外国人材育成・生活面について

3-1 育成面でのポイント

① 職場のルールや服装、礼儀、ビジネスマナーなど意味を教えながら説明する

写真やイラストで教えると伝わりやすいです。日本人にとって当たり前のことでも、外国人には難しいことばかりです。間違えたときは、どうして違うか理由を教えましょう。



② 普段から日本語で会話をする

外国人社員にとって、同僚や上司と良い人間関係を築くことができるかは大きな不安材料です。

指導担当者だけでなく、社員みんなが話しかけをすると、自然と日本語の会話力が身につく、職場に馴染めるようになります。

③ メンタル面でのサポート、定期的な面談を行う

入社当初は仕事や生活面で分からないことばかり。海外からの人材を採用する際は、特に配慮が必要です。面談の際は母国語で話せる先輩社員または通訳者が同席すると話しやすくなります。

何か心配ごと、分からないことはないか、睡眠や食事はきちんととっているかなど確認しましょう。外国人材に何か変化があったとき、早く気付けるよう日頃から相談しやすい環境をつくっておくことが大事です。



④ 責任ある仕事を与える、処遇の工夫、成果をだしたら評価する、評価基準を設ける



⑤ ロールモデルを育成する

人は「私も、あの先輩のようにになりたい」など、目標となる人が現れると、向上心ができます。同じ外国人社員のロールモデルがいることは定着にもつながります。

⑥ 将来のキャリアプランを確認する

3ヶ月に1回は、本人、企業側双方で仕事の振り返り（定期面談）を行い、少なくとも半年に1回は将来ビジョンを共有しましょう。

3-2 生活面でのポイント

① 住居は企業または雇用主が物件を契約し、社宅や寮として提供する

外国人が就職する際、最初に直面するのが住居問題です。アパートを借りたくても、生活習慣の違いから賃貸を断られるケースや連帯保証人が見つからないのが現状です。

外国人にとって住居があることは仕事を探す上で重要です。家賃は給与から天引きすると家賃滞納の心配もありません。住環境を整えることで、安心して働くことができます。



② 社宅や寮を提供する際は、下記を教えましょう

(1) あいさつ

日本ではご近所さんとすれ違うとき「おはようございます」「こんにちは」の挨拶をしますが、挨拶の習慣がない国もあります。引っ越しの際や社内研修で「挨拶をする習慣があること」「どの場面で挨拶するのか」を丁寧に教えましょう。



(2) ゴミの分別や出し方

曜日によって出すゴミが違うこと、燃える、燃えないゴミの捨て方を教えましょう。慣れるまでは実際にできているか、定期的に確認すると退去時のトラブルがなくなります。



(3) 騒音

部屋で騒ぐこと、足音、音楽、夜中の洗濯機の音などは迷惑になることを教えましょう。



③ 交通手段、衣食住、病院など説明、同行などサポートする

寮から会社までのバスの乗り方やスーパー、郵便局の利用の仕方を教えましょう。また、病気やケガ等で病院に行く際は社員または通訳者に同行してもらうなど配慮が必要です。

※ 特定技能や技能実習では上記支援が義務づけられています。(参考P13)

④ 異文化理解

外国人社員とスムーズにコミュニケーションをとるためには、宗教への理解、受け入れる姿勢をもつことです。

例えば、宗教によって、食に対する禁止事項もそれぞれ違います。基本的には本人が食事の際に食べてよいか、よくないかを判断しますが、周りが知っておくことは大切です。

宗教	主な国家・地域	食に対する禁止事項
イスラム教	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア ・マレーシア ・パキスタン ・トルコ ・バングラデシュ ・他 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚肉 「ブイヨン」「ゼラチン」「肉エキス」「ラード」など豚の肉や骨、油が使われた食材、「ショートニング」もNG ・アルコール 飲用以外にも、「料理酒」「調味料」「みりん」などもNG) ※ 宗教上の適切な処理が施されていない肉 ※ 食材、料理に付着する血液がついた厨房、調理器具を使うことも禁止されています ※ 国や地域によって異なります
ヒンドゥー教	<ul style="list-style-type: none"> ・インド ・ネパール ・他 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛肉 ※ 国や地域によって異なります ※ 一部の教徒は肉全般、五葷を食べていけないこともあります
仏教	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ ・ベトナム ・ミャンマー ・スリランカ ・カンボジア ・韓国 ・他 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 一部の厳格な仏教徒のみ ・肉全般 ・牛肉 ごくん ・五葷「ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ」

※ 同じ宗教でも、信仰の深さによって解釈がそれぞれ違うため、本人に直接確認するという姿勢が重要です。

3-3 外国人とのコミュニケーション

想像してみてください



もし、あなたが旅先で道に迷い、外国人に道を教えてもらおうと勇気をだして話しかけた時.....

相手が早いスピードの外国語で答えたら、あなたはどんな気持ちになりますか？

おそらく、ほとんどの人が、相手が何を言っているのか分からず、残念な気持ちになると思います。



沖縄で働く外国の方々、特に来沖したばかりの外国人も「日本人の同僚や上司とコミュニケーションをとれるか」**不安でいっぱい**です。

彼らの「不安」を「安心」に変えるには、やさしい気持ちで接することが大切です

外国人と日本語で上手くコミュニケーションをとるために重要なことは、「相手の日本語レベルを意識して話すこと」です。

例えば、

相手が理解できそうな単語で話す、話すスピードはどれくらいなら理解してくれるかを想像し、やさしい日本語でコミュニケーションをとりましょう。



店員:
お下げしてもよろしいでしょうか？

お客様:
いいですよ大丈夫です

いい=Yes? No?
承諾かな～
断りかな？

上司:
急ぎではないが、なるべく早くやってくださいね～

職員:
急がないけど早く？
どういう意味？
いつまで？

曖昧な言葉のひとつ「いいですよ」や「大丈夫です」は「YES」とも「NO」ともとられるため、外国人にとっては、判断が難しいです。

メールだと場面や状況が分かりづらいため、より判断が難しくなります。

上記のイラストの場合「いいですよ」や「大丈夫です」ではなく「はい、お願いします」「いいえ、下げないでください」と、「YES」「NO」をはっきり言うと伝わります。

3-4 「やさしい日本語」を活用しよう

やさしい日本語を話すコツ！「ハサミの法則」

「はっきり」「さいごまで」「みじかく」言う、のはじめの文字をとって、「ハサミ」です。

「**は**っきり言う」大きく口をあけて話す

「**さ**いごまで言う」途中で止めずに話す、文末をあいまいにしない

「**み**じかく言う」一文を短くする **ハサミの中で一番大事！**

出典：吉開章『入門・やさしい日本語：外国人と日本語で話そう』アスク出版

難しい言葉を使わない

納税 ➤ 税金を払う

入国後 ➤ 日本に入ったあと

※ 外国人が日本語を学び始めるとき、「発送、提出、出勤、記入」のような言葉ではなく「送る、出す、働く、書く」のような言葉を学んでいるため、なるべく複雑な言葉避けましょう。

曖昧な表現を避ける

行けるなら行けます ➤ 行けません

それはちょっと… ➤ それは難しいです

※ 日本人にとって、曖昧な表現は理解できるかもしれませんが、日本語学習者にとっては「Yes」、「No」どちらなのか分からないことが多いです。

オノマトペを避ける

はじめはじめする ➤ 暑くて、汗をかいています

頭がズキズキする ➤ 針に刺されるような痛さ

二重否定を使わない

できないことはない ➤ できる

可能でもない ➤ できない

尊敬語・謙譲語を使わない

少々お待ちください ➤ ちょっと待ってください

お子様 ➤ 子ども

カタカナの和製英語に気を付ける

ヘルシー ➤ 体にいい

コンプレックス ➤ 複雑、難しい

日本語能力試験の目安

N1

ネイティブレベル (語彙習得 6,000~10,000 語程度)
新聞の論説や評論等、複雑な文章、ニュース、日本語の自然なスピードを幅広い場面で理解できる

✔「技術・人文知識・国際業務」在留資格申請レベル

N2

ビジネスレベル
新聞や雑誌の記事・解説、自然に近いスピードの話、ニュース等を幅広い場面である程度理解できる

(語彙習得 3,000~4,000 語程度)

N3

日常会話レベル以上
日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる

✔「特定技能」在留資格申請レベル

N4

日常会話レベル
基本的な語彙や漢字、ゆっくりと話される日常的な日本語の会話を理解できる

(語彙習得 800~1,500 語程度)

N5

ビギナー
ひらがな、カタカナ、日常生活で使われる日本語でゆっくり話される短い会話をある程度理解できる。

外国人の日本語レベル例

大変申し訳ございません、明日、急に外せない用事が入ってしまったのですが、休ませていただけますでしょうか

上級者



すみません、明日、用事があるんで休んでもいいですか

中級者



すみません、あしたやすみたいです

初級者



出典：日本語能力試験ウェブサイト

第4章 相談窓口一覧

QRコードを読み取れば、ホームページを確認することができます

機関・団体名	所在地・TEL・ホームページ	営業時間・休日	相談内容
出入国在留管理庁 外国人在留総合 インフォメーション センター	☎ 0570-013904 (全国共通) IP電話・海外から：03-5796-7112 www.moj.go.jp	8:30～17:15 土日祝日、年末年始を除く	○ 入国手続・在留手続・ 資格外活動許可等に 関する相談
福岡出入国在留管理局 那覇支局	那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 ☎ 098-832-4185 (代) www.moj.go.jp	9:00～16:00 土日祝日、年末年始を除く	○ 在留資格に関する相談
	那覇支局 審査部門 留学生の就職支援専用事前相談窓口 ☎ 098-832-4186 (事前予約制) www.moj.go.jp	9:00～16:00 (12:00～13:00除く) 土日祝日、年末年始を除く	○ 特定技能制度全般、入 国・在留手続、登録支援 機関等 ○ 留学生の就職支援に関 する相談
ハローワーク 各管轄地域	ハローワーク那覇 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎 ☎ 098-866-8609 jsite.mhlw.go.jp	8:30～17:15 土日祝日、年末年始除く	○ 求人票掲載 ○ 雇用保険加入手続等
グジジョブセンター おきなわ	那覇市泉崎1-20-1 (6階) ☎ 098-865-5006 www.gjcenter.jp	9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く	○ 雇用に関する助成金や 採用・人材確保の相談
外国人技能実習機構 (OTIT)	東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X (3階) ☎ 03-3453-8000 (コールセンター) www.otit.go.jp	9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く	○ 技能実習制度に関する 相談
	福岡事務所 (沖縄県担当区域) 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル (5階及び7階) ☎ 092-710-4070	【電話受付】 9:00～17:00 【窓口受付】 9:00～16:00 土日祝日、年末年始を除く	
国際人材協力機構 (JITCO)	東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング (受付11階) ☎ 03-4306-1100 (代表) www.jitco.or.jp	9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く	○ 技能実習制度に関する 相談 ○ 特定技能に関する相談
	福岡駐在事務所 (沖縄県担当区域) 福岡県福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第2ビル (3階) ☎ 092-414-1729	9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く	
沖縄県 国際交流・人材育成財団 国際交流課 (OIHF)	宜野湾市伊佐4-2-16 ☎ 098-942-9215 kokusai.oihf.or.jp	8:30～17:15 土日祝日、年末年始を除く	○ 医療通訳 ○ 法律・生活に関する相談

4-2 行政書士を探す

外国人の在留資格に関する相談は
沖縄県行政書士協会にお問い合わせください

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖4丁目6番地2号
TEL : 098-870-1488 FAX : 098-876-8411



沖縄県行政書士協会
okigyo.jp



沖縄県行政書士検索
gyosei.or.jp

4-3 各大学・専門学校・日本語学校問合せ先

QRコードを読み取れば、ホームページを確認することができます

学校名	所在地・TEL・ホームページ	学校名	所在地・TEL・ホームページ
琉球大学	西原町 〒903-0213 中頭郡西原町字千原1 ☎098-895-8012 www.u-ryukyu.ac.jp	沖縄大学	那覇市 〒902-8521 那覇市国場5-5-5 ☎098-832-3216 www.okinawa-u.ac.jp
沖縄キリスト教 学院大学 沖縄キリスト教 短期大学	西原町 〒903-0207 中頭郡西原町字翁長7-7-7 ☎098-946-1231 www.ocjc.ac.jp	沖縄国際大学	宜野湾市 〒901-2701 宜野湾市宜野湾2-6-1 ☎098-892-1111 www.oku.ac.jp
名城大学	名護市 〒905-8585 名護市字為又1-2-20-1 ☎098-051-1100 www.meio-u.ac.jp	大 学	
学校名	所在地・TEL・ホームページ	学校名	所在地・TEL・ホームページ
学校法人 フジ学園 専門学校 ITカレッジ沖縄	那覇市 〒900-0022 那覇市樋川1-1-7-7 ☎098-833-6715 www.it-college.ac.jp	ATMAアジア 観光外国語学院 那覇校	那覇市 〒900-0021 那覇市泉崎1-1-4-1-2 比嘉ビル(2階) ☎098-862-5558 atma.or.jp
学校法人 南星学園 サイ・テク ・カレッジ那覇	那覇市 〒900-0005 那覇市天久2-1-1-3 ☎098-865-2800 www.stc-naha.ac.jp	専門学校ライフジ ュニアカレッジ	那覇市 〒900-0037 那覇市辻1-1-2-8 ☎098-867-2811 life.ac.jp
沖縄 ビジネス外語学院	那覇市 〒900-0015 久茂地1丁目2-20 OTV国和プラザ(7階) ☎098-863-3060 gaigo.biz	専 門 学 校	
学校名	所在地・TEL・ホームページ	学校名	所在地・TEL・ホームページ
ICLC国際言語文化 センター 附属日本語学校	那覇市 〒901-0156 那覇市田原1-4-1 サンヒルズ(2階) ☎098-859-3881 www.iclc-global.com	学校法人 ゴレスアカデミー 日本文化経済学院	那覇市 〒900-0036 那覇市西2-1-2-1-4 ☎098-869-8686 gores.ac.jp
ライフジュニア 日本語学院	那覇市 〒902-0064 那覇市寄宮1-8-5-0 ☎098-996-5023 lifejr.com	日琉国際言語学院	糸満市 〒901-0361 糸満市糸満606-2 ☎098-851-8266 nafs.okinawa
日本語学校 サエル学院	那覇市 〒900-0012 那覇市泊2-4-4 ☎098-943-3297 saelu.net	JSL 日本アカデミー	浦添市 〒901-2125 浦添市仲西1-1-1 JSLビル ☎098-875-1456 www.jslnippon.jp
日垂外語学院	那覇市 〒902-0062 那覇市松川1-1-1 ☎098-833-8666 nichia1997.com	異文化間 コミュニケーション センター 附属日本語学校	宜野湾市 〒901-2212 宜野湾市長田4-1-3-8 ☎098-893-6467 www.okinawa-japanese.com
ステップワールド 日本語学院	那覇市 〒900-0011 那覇市上之屋1-1-0-8 ☎098-860-5353 k-stworld.com	東洋言語文化学院	うるま市 〒904-2215 うるま市みどり町5-3-2-5 ☎098-972-4888 japanese.toyo-alcc.com
日本語学校 沖縄JCS学院	那覇市 〒900-0033 那覇市久米1-2-3-7 ☎098-862-0045 okinawajcs.com	日 本 語 学 校	

4-4 特定技能登録支援機関

出典：出入国在留管理庁ホームページ 2023年6月19日「登録支援機関登録簿」を基に作成

機関・団体名	所在地	電話番号	対応可能言語
那覇市 1 株式会社JOB BANK	〒900-0004 銘苅2-4-4 6	098-988-4470	英語、中国語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、インドネシア語
2 仲宗根隼人 (沖縄在留資格サポートセンター)	〒900-0023 楚辺1-5-1 6 (竹越商会ビル3階)	098-996-2475	英語、韓国語、ネパール語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、
3 株式会社ジャイス	〒900-0036 西2-1 2-1 4 (3 0 3)	098-988-4686	英語、ベトナム語、ネパール語
4 株式会社国際言語文化センター	〒901-0156 田原1-4-1 (サンヒルズ田原2階)	098-859-3881	英語、ネパール語、ベトナム語、中国語、韓国語、インドネシア語
5 行政書士法人ときわ	〒900-0023 楚辺1-5-1 6 (竹越商会ビル2階)	098-996-2180	中国語、英語、韓国語
6 株式会社ジャンボツアーズ	〒900-0015 久茂地2-1 5-1 0	098-917-5595	ミャンマー語、ベトナム語、クメール語、英語、ネパール語
7 株式会社シーサー	〒900-0001 港町2-2-2 (2階)	098-941-2715	英語、中国語、韓国語
8 株式会社沖縄リレーションシップ	〒900-0006 おもろまち2-5-3 7	098-860-7196	キルギス語、英語、ロシア語、カザフスタン語、中国語、スペイン語、ウズベク語、ネパール語、フィリピン語
9 株式会社エンモメンツ	〒900-0014 松尾2-2-1 4 (5 0 5号)	098-996-5152	中国語、英語、クメール語、ベトナム語
10 保田隆生 (Oisui行政書士)	〒901-0156 田原3-1-1 0 (4 0 3号)	098-859-6710	ベトナム語、英語
11 沖縄県農業協同組合中央会	〒900-0025 壺川2-9-1	098-831-5104	ベトナム語、インドネシア語
12 海外人材投資株式会社	〒902-0071 繁多川1-2 1-1 (1階)	098-851-7705	インドネシア語、ベトナム語
13 株式会社ホット沖縄	〒900-0036 西1-9-1 8	098-863-2725	英語、中国語
14 人財パワー株式会社	〒900-0025 壺川1-4-1 5	098-854-3172	英語、インドネシア語、ベトナム語
15 I M G合同会社	〒900-0013 牧志1-1-1 4 (安木屋ビル4階)	098-869-3575	英語、中国語、ベトナム語、タガログ語
16 株式会社黒丸宗	〒902-0064 寄宮3-3-1 1	098-832-1124	英語
17 沖縄ベトナム交流会株式会社	〒900-0014 松尾2-8-2 8 (3F)	098-860-8599	ベトナム語
18 沖縄県人材育成事業協同組合	〒900-0036 西2-1 2-1 4	098-865-3377	ベトナム語、英語、ネパール語、インドネシア語
19 Next Life沖縄合同会社	〒900-0004 銘苅1-2-1 7 (クレセントビル4階A-4)	090-3045-0714	キルギス語、ロシア語
20 有限会社シルバーケア夢	〒903-0804 首里石嶺町2-7 0-2 9 (JK石嶺ハイツ101)	098-886-5585	インドネシア語、英語
21 株式会社lab	〒900-0021 泉崎2-3-3 (オフィス泉崎2-A)	098-996-5351	中国語、ベトナム語
22 株式会社ケイ・サポート	〒900-0011 上之屋1-1 0-8 (メゾン高倉上之屋101)	098-894-5313	インドネシア語、英語、中国語、ネパール語、ベトナム語
23 ハロージャパン協同組合	〒902-0072 真地3 2 9-1	098-987-7111	ベトナム語、スリランカ語、ミャンマー語、インドネシア語、クメール語
24 株式会社沖縄タイム・エージェント	〒900-0011 上之屋1-1 8-1 5	098-943-4281	ベトナム語
25 大前 隆之助 (行政書士大前国際法務事務所)	〒903-0804 首里石嶺町2-1 7 6	050-3639-4954	英語、ミャンマー語、ベトナム語、インドネシア語
26 株式会社Niche ニッチ	〒900-0005 天久1-8-1 (コーポ社 2 0 2)	098-943-0400	インドネシア語、ミャンマー語、中国語、英語
27 学校法人フジ学園	〒900-0022 樋川1-1-7 7	098-833-6715	ネパール語、ミャンマー語、英語、中国語
28 合同会社琉球大阪	〒900-0014 松尾2-2 2-1 7	098-851-9646	ネパール語、キルギス語
29 トップエイム沖縄事業協同組合	〒902-0071 繁多川5-1-7 (永吉荘101号室)	098-851-3517	ベトナム語
30 株式会社琉球新報開発	〒900-0005 天久9 0 5 (琉球新報天久ビル3F)	098-865-5533	ミャンマー語
31 株式会社ウェルケア沖縄	〒903-0825 首里山川町2-5 6-1 4	098-917-4115	英語
浦添市 1 株式会社JSLインターナショナル	〒901-2125 仲西1-1-1	098-875-1456	英語、スペイン語、中国語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語 (タガログ語)、タイ語、インドネシア語
2 株式会社りゅうせきフロントライン	〒901-2122 勢理客4-2 0-1	098-875-4510	英語、中国語、ラオス語、ベトナム語
3 株式会社ブレンティアー	〒901-2101 西原2-4-1 (P'sSQUARE 4階)	098-871-3804	インド語、ネパール語、英語
4 株式会社DREAM CONNECT	〒901-2133 城間2-1 7-1 5 (SSマンション 4 0 5)	098-943-1608	ネパール語、ベトナム語、中国語、英語
宜野湾市 1 合同会社アジビズ	〒901-2225 大謝名2-1-7	090-9586-5446	インドネシア語、シンハラ語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、ベトナム語、ベンガル語、中国語、英語
2 藤久保信之 (プレーメン行政書士事務所)	〒901-2213 志真志2-1-7 (スカイヒルズ志真志801)	090-9781-8685	ネパール語、英語
3 琉球総合開発事業協同組合	〒901-2215 真栄原1丁目2番11号 新垣ビル1階	098-963-9206	英語、ベトナム語、タガログ語
うるま市 1 金城 安 (安巧業)	〒904-2215 みどり町4-1-8	098-989-1779	ベトナム語、タガログ語、英語
2 株式会社うるま工業	〒904-2212 赤野8 4 7-3	098-923-1790	英語、タガログ語、ベトナム語




4-4 特定技能登録支援機関

出典：出入国在留管理庁ホームページ 2023年6月19日「登録支援機関登録簿」を基に作成

	機関・団体名	所在地	電話番号	対応可能言語
【糸満市】	1 沖縄冷食水産加工事業協同組合	〒901-0305 西崎6-16-1 (嘉数ビル301)	098-840-3002	ミャンマー語
	2 農業生産法人 有限会社南陽花き生産組合	〒901-0332 宇江城556	090-4982-7104	インドネシア語
	3 株式会社アグン彩世ブリッジ	〒901-0324 国吉54-2	080-3955-5337	インドネシア語
	4 かけはし株式会社	〒901-0305 西崎2-27-11 (303)	098-996-5020	英語、タガログ語、ネパール語
	5 株式会社日琉国際言語学院	〒901-0361 糸満606-2	098-851-8266	中国語、英語、スペイン語
	6 株式会社三高	〒901-0306 西崎4-17-10	098-995-3588	インドネシア語
【豊見城市】	1 泰斗株式会社	〒901-0201 真玉橋180-14	098-840-6563	ベトナム語、英語
	2 橋田美幸	〒901-0225 豊崎1-1160 (ディアフラッツ豊崎405)	098-856-8490	英語、中国語、韓国語、クメール語
	3 合同会社グローバルビジネスリンク	〒901-0225 豊崎1-559	098-856-7751	英語、フィリピン (タガログ、ビコル、ビサヤ) 語、インドネシア語
	4 株式会社グローバルフロントライン	〒901-0242 高安798-4	080-4275-1203	インドネシア語、英語
	5 合同会社ばれっと	〒901-0244 宜保4-3-1	090-3416-1980	インドネシア語
【中頭郡】	1 一般社団法人 Hope International Academy	〒904-0113 北谷町宮城1-5-1	098-989-9110	英語、マレー語、中国語(広東、福建)、インドネシア語
	2 株式会社ILC	〒901-2424 中城村南上原953-2(南上原ハイツF)	070-2309-3921	中国語
	3 株式会社ケアサポートセンター絆	〒903-0012 西原町字我謝776-5	098-943-8677	英語
【沖縄市】	1 School house by Ryukyu Scholars Inc 合同会社	〒904-2143 知花6-3-12	098-960-4538	英語、タガログ語
	2 株式会社リョウエンタープライズ	〒904-2142 登川323-1-1	098-989-1671	ベトナム語、英語
	3 琉球ミライ株式会社	〒904-0004 中央1-7-8 (Startup Lab Lagoon 2F)	050-1745-6052	英語、インドネシア語
【島尻郡(名護市)】	1 株式会社八重瀬堆肥センター	〒901-0504 八重瀬町字後原658-2	098-840-7671	インドネシア語
	1 株式会社 琉慎建設	〒905-0011 宮里925-3 (2F)	0980-43-9977	英語、ベトナム語、タイ語

4-5 お役立ち情報

外国人育成や研修、生活等に関する相談など
多言語医療機関の検索ができるウェブサイト

機関・団体	所在地・TEL	ホームページ	営業時間・休日	サービス内容
沖縄NGOセンター	〒901-2211 宜野湾市宜野湾3-23-52 ☎ 098-892-4758 oki-ngo.org		火曜日～土曜日 10:00～17:00 月日祝日、慰霊の日、 年末年始を除く	○にほんごサークル
名護市 国際交流協会	〒905-8540 名護市港1-1-1 名護市役所(2階)秘書交流課交流係内 ☎ 098-053-1212 内線247/141 nagointernational.jimdo.free.com		9:00～17:00 土日祝日、月日祝日、 年末年始除く	○外国語教室 ○日本語教室 ○日本語弁論大会
那覇市 外国人相談窓口	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所(1階)2番窓口 ☎ 098-862-9955 city.naha.okinawa.jp		8:30～17:15 (12:00～13:00除く) 土日祝日、慰霊の日、 年末年始を除く	○通訳(市役所手続、行政機関案内等) ○生活全般相談(健康、仕事、子育て、税金等) ○情報提供(国民年金免除、国民健康保険税減免/支払、 介護保険情報等)

QRコードを読み取れば
県内の医療機関を検索し
各言語での診療時間などの
詳細を確認することができます



日本観光局医療機関検索



沖縄県医療機関一覧
PDFをダウンロード



外国語対応医療機関



代表取締役社長
大城 徳博 さん

企業の声

受入当初は体力が必要な仕事なのに、皆痩せてガリガリで、正直大丈夫かな？と心配しましたが、今は体力もついて頼もしい限りです。

素直で真面目に仕事をする彼らの姿勢は日本人社員にも良い影響を与えている。「まず休まない」、「仕事はキッチリする」。そして、「家族を支えるために来ている」という意識が明らかに仕事に表れています。費用は掛かるが、彼らが私たちの経営に関する考え方を変わってくれました。今や会社を支えてくれる欠かせない存在となっています。

受入のきっかけ・採用ルート

深刻な人手不足がきっかけです。技能実習制度の話を知り、すぐに情報を集め福岡の送り出し機関に相談しました。そこで、沖縄県内の同業者にミャンマーやベトナムの技能実習生を派遣していることを知り、専務と相談して、ミャンマーまで専務に渡航してもらい面接を行って、1期生としてリンさんを採用しました。その後2、3期生を継続採用し現在は6期生の受入準備中です。



定着にむけての工夫・取組

- ・一番は待遇改善。彼らは会社を支えている人たちなので、キチンと評価してあげること。そして、生活しやすい環境と社員間のコミュニケーションです。日本人社員が外国人社員の面倒をよく見てくれたこともよい影響が出ています。
- ・挨拶・整理整頓については普段から指導しています。アパートも自転車も会社が貸与しているので、大事に使うように「物を大切にする」ことを教えることが仕事面にも繋がっています。食品会社なので清潔さを徹底指導しています。
- ・帰国する社員の親に向けて、手紙とプレゼントで感謝の気持ちを必ず伝えていきます。ご両親の不安に寄り添うことで、帰国した社員も有難うと返事をしてくれます。



リンリン テ さん

出身国：ミャンマー
担当業務：食肉製造
在留資格：特定技能1号（飲食品製造業）
来日：5年目（2018年技能実習生として来沖）
好きな料理：沖縄そば

外国人本人の声

初めて仕事をした時、豚が大きくてビックリしました。この豚を一人でカットできるか心配しましたが、先輩がひとつひとつ丁寧に教えてくれました。今では60~70頭カットできます。

また、一日の仕事量を見て、技能実習生や日本人スタッフに仕事の指示をだします。

課長に昇格したので、これからもっと頑張ります。目標は特定技能2号を目指し、長くこの会社で働き、奥さんと沖縄で暮らすことです。

企業の声

2016年、初めて会った時は丸坊主で高校球児みたいでした。大きな声と笑顔で挨拶してくれ、たどたどしいが一生懸命敬語を使い、初々しさは印象に残っています。国籍も年齢も関係なく一社員としてみえています。今では彼らが周りに与える影響は大きい。美玉で技術を磨き、将来インドネシアに戻って仕事を立ち上げてくれることを願っています。いつか海外で一緒に仕事できると嬉しく思う。



代表取締役社長
照屋 一盛 さん

受入のきっかけ・採用ルート

慢性的な人手不足のため、先代社長が美ら島財団に相談して技能実習生2名を受入れた。当時は周りに比べて受入は早い方だった。

私としては、当初は受入れを断った。理由は言葉の壁や安全面が怖かった。言葉が理解できず意図しない動き、意思疎通も難しいと感じていた。しかし、実際には、柔軟に対応し先を読み取る力が高い。遅刻も欠勤もなく体も丈夫で力をつけ少数精鋭として良く育っている。



定着にむけての工夫・取組

- ・従業員が率先し面倒見てくれた。特に、現場経験の長い社員の指導で良く育っている。
- ・すぐやめる人とそうでない人の違いは居場所があるかどうかの違いだと思う。自分が仲間に認識されているか、自分に与えられた職務があるか、サポートしてくれる人がいる、チャレンジできる環境がある、自分の存在意義を感じられる等を提供することで定着に繋げている。
- ・月に一度の懇親会（食事会）や三年に一回の社員旅行。
- ・将来、彼らは帰国して仕事をするので、ここで技術を磨いて美玉での経験を活かして、インドネシアで自分のやりたいことが出来るように、そして将来像を描けるよう支援することも話している。



アマド ナワウィ さん

出身国：インドネシア
担当業務：建設に関わる業務
在留資格：特定技能1号（建設業）
来日：5年目（2016年技能実習生として来沖）
好きな料理：牛汁、牛丼

外国人本人の声

技能実習生として7年前に来沖し、美玉開発で3年、他社で2年働いた後、インドネシアに帰国しました。2023年、特定技能として最初に働いた美玉開発に入社しました。

技能実習から特定技能で同じ会社で働くのは珍しいので、ビザ申請は半年以上かかりました。会社の皆と再会できた時はとても感動しました。まるで、家族のように接してくれる会社のために、一生懸命働くことが私のやりがいです。

・外国人雇用数 **7名** 従業員数 **28名**
(技能実習生6名、特定技能1名)

受入のきっかけ・採用ルート

当時（5年前）は誰でもよいから人がほしいというほど人材不足でした。あいおいニッセイ同和損保が窓口となり、フィリピンから技能実習生を3名雇用したのが最初です。当初、受け入れるにあたり、周りから失踪やトラブルが多いことを言われ不安になり支援機関に確認すると、「県外では500名以上、受け入れていて、失踪者は0です。悪いことは何もありません」と言われました。最初はとても心配しましたが、現地に行き面接すると、日本に行きたいと目をキラキラさせた若者たちがいました。その時3人を選びました。



代表取締役
宇根 真一 さん

企業の声

外国人材を受け入れてから会社が明るくなりました。仕事しながら歌を歌ったり、日本人にない陽気さがあります。

入国前に、あいおいさんの研修施設で、日常生活のマナーや日本語の教育を受けているため、挨拶や礼儀も身につけています。また、仕事面では、彼らは現地の大学や専門学校で資格を取り来日するので即戦力。皆、謙虚で教えやすいしコミュニケーションも良く取れ、真面目に仕事をこなします。彼らが弊社で働きたいと思うならずっと雇用したいと考えています。今後も外国人材の雇用は続けていきたいです。



社員は15年前7名から
現在28名に増えました

定着にむけての工夫・取組

- たまにバーベキューや食事に行きます。
- 彼らは毎日家族に電話をかけるので、Wi-Fiが命！住む環境をきちんと整えました。
- 特定技能になった後の定着が今後の課題と捉えています。

インタビューを終えて、定着への工夫はなにも特別なことはないかと仰っていたが、社長のご両親が外国人社員のサポートを親身になって行っていることや社員が彼らの面倒をよく見ていること。採用の際に「誰が来ても一緒にみんないい子です」という宇根社長のお言葉から、日本人、外国人問わず、社員を分け隔てなく大切にしていることが伺えた。

雇用して良かったこと

フィリピンで整備士の勉強をして仕事に就いた人が来るので、教えずとも仕事ができることです。コスト面で高いと感じない、彼らがいたらからこそ会社は成長しました。



M・ジェイヴィー・G さん

出身国：フィリピン
担当業務：板金塗装
在留資格：技能実習
来日：2023年6月、今年6月で2年目
好きな料理：沖縄そば、ヤギ汁

外国人材の声

フィリピンの自宅ガレージで板金の仕事をしていた時、日本の技能実習制度を知り参加しました。子供の頃から車やバイクが好きなので、今の仕事がとても楽しいです。現在は板金塗装車の修理やテレビ、ドライブレコーダの取り付け、タイヤやオイルの交換をしています。日本の修理のプロセスはとても丁寧です。会社の人は優しく、クリスマスや忘年会等よく一緒にパーティします。休日は公園でバスケットをして、その後、海を見るのが好きです。将来はフィリピンで自分の修理工場を持つのが夢です。

- ・外国人雇用数 **3名**（出身国ミャンマー）
- ・従業員数 **43名**

企業の声

外国人材の受け入れ、育成にあたり、職員も「彼女たちの手本になる」という意識から、自身の介護について見直し、改めて学びなおすことができ成長に繋がっています。また、明るく元気な彼女たちのおかげで施設内の雰囲気にも活気が出てきました。利用者さんの受け入れも良好で、孫のようにかわいがっている様子も見られます。今後も特定技能を受け入れていく予定なので、今回受け入れた3人は将来の先輩として活躍してくれることを期待しています。



受入のきっかけ・採用ルート

新規事業の立上げのため、人材の採用を検討。

通常の採用と同じ費用をかけて特定技能を採用したいと決めたまっかけは、県内の専門学校に通う留学生を受入れた際に「学ぶ意欲と素直さ」を目の当たりにしたからです。「外国人へ1から介護を教え、育てるのはきっと楽しい！」と思わせてもらい、採用には期待しかありませんでした。



定着にむけての工夫・取組

育成チームを立ち上げ、介護技術の習得状況の確認や指導方法の検討を行っています。日々の業務終了30分前には職員と1日の業務を面談形式で振り返りも行っています。働くこと以前に、慣れない異国での生活を送る彼女たちのため生活面のサポートも手厚く行っています。職員一人一人が気にかけて、休日は観光スポットを一緒に巡りプライベートも充実できるように工夫しています。

外国人本人の声

ピャピャピョーさん



丁寧な指導ですぐに仕事に慣れることができました。利用者さんも含めて沖縄の人はとても優しく、日常生活でも困ったことはないです。介護の仕事は誰にでもできる仕事ではないと思い、介護士を尊敬しています。私も尊敬される人になれるように介護福祉士の試験に向けて頑張りたいです。

プェプェキュウエさん



介護の仕事は利用者さんの日常生活の困りごとを隣でお手伝いすることです。介護の仕事は大変なこともありますが、利用者さんを自分の家族のように大事に思い働く姿や利用者さんの笑顔を見て癒やされ、頑張ろうという気持ちになります。利用者さんは人生の先輩です。利用者さんの笑顔が見れるよう沢山お手伝いがしたいです。

ウインシュェシンミョーさん



日本に来る前は不安でしたが、業務を親切に教えてくれ、自信を持って働いています。介護は利用者さんの暮らしのお手伝いができる良い仕事だと思います。

私の将来の目標は、日本語レベルを向上させて介護福祉士の資格を取ることです。日本の永住ビザを取得し故郷の両親をもっとサポートできると思います。

参考文献

- P1 「沖縄県（2013年～2023年）外国人労働者推移」 「沖縄県 国籍別外国人労働者の割合」
P2 「沖縄県 在留資格別外国人労働者の割合」 「沖縄県 産業別外国人労働者の割合」
出典：①2016年～2023年:2024年1月26日,沖縄労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
②2012年～2015年:2020年2月3日,沖縄労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
③2017年2月9日,沖縄労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ,P16,
「(参考表) 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の5カ年推移」
公表資料：jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/jirei_toukei/tokei-siryu_00001.html
- P2 「沖縄県（2012年～2022年）留学生の就職状況」
出典：①2017年～2022年:出入国在留管理庁,令和5年12月,「令和4年における留学生の日本企業等への就職状況について」,P17
②2013年～2026年:出入国在留管理庁,平成30年10月,「平成29年における留学生の日本企業等への就職状況について」,P18
公表資料：www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00013.html
- P4 「働くことができる在留資格」と「働くことができない在留資格」、P5 「在留カード」
出典：厚生労働省,「外国人労働者安全衛生管理の手引き」,P9「就労活動に関する規制」,P12「在留カード」,P13「不法就労」
公表資料：www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html
- P5 「在留カード等番号失効情報照会」 出入国在留管理庁：lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/app1/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx
P5 「在留カード等読取アプリケーション」 出入国在留管理庁：www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html
- P8 「特定技能 2023年8月省令改正により」
出典：出入国在留管理庁「特定技能2号の対象分野の追加について」
公表資料：https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/03_00067.html
- P8 「特定技能1号と特定技能2号」、P12 「特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ」
出典：出入国在留管理庁,2022年8月「特定技能 ガイドブック」,P1「特定技能制度について」,P4「雇用の流れ」
公表資料：www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf
- P11 「特定産業分野と従事する業務」、P13 「特定技能外国人支援計画の概要」、P15 「技能実習と特定技能を比較」
出典：出入国在留管理庁,2023年12月,「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」,
P7「特定産業分野及び業務区分一覧」,P8「技能実習と特定技能の制度比較」P12「支援計画の概要②」
公表資料：www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf
- P14 「技能実習生受け入れの方式」
出典：公益財団法人国際人材協力機構「JITCO」,「外国人技能実習制度とは」,公表資料：www.jitco.or.jp/ja/regulation/
- P17 「外国人労働者向けモデル労働条件通知書」
出典：厚生労働省,労働基準関係リーフレット,「外国人労働者向けモデル労働条件通知書（入力可能）」
公表資料：www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056460.html
- P22 「労働条件通知書に必ず明示すること」
出典：厚生労働省,「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」
公表資料：www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html
- P22 「外国人雇用状況の届け出をする」、P23 「外国人労働者雇用労務責任者」
出典：「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」
公表資料：www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/anteikyoku/gairou/980908gai16.htm
- P23 「マイナンバー」、「マイナンバーカード」
出典：令和5年1月,総務省デジタル庁,「マイナンバー制度とマイナンバーカードについて」
公表資料：www.kojinbango-card.go.jp/hpsv/wpmng/assets/pdf/download/pamphlet-jp.pdf
- P27 「ハサミの法則」 「日本語能力試験の目安」
出典：吉開章,『入門・やさしい日本語：外国人と日本語で話そう』,アスク出版
出典：日本語能力試験ウェブサイト(www.jlpt.jp/)
- P30 「特定技能登録支援機関」
出典：出入国在留管理庁,2023年6月19日,「登録支援機関登録簿」
公表資料：www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html
- P31 「お役立ち情報」：医療機関検索
出典：日本観光局「医療機関検索」www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団「沖縄県外国語対応医療機関」kokusai.oihf.or.jp/medicalinfo/



沖縄県商工労働部雇用政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟8階（南側）
TEL 098-866-2324 FAX 098-866-2349

www.pref.okinawa.lg.jp

発行 令和6年3月

【受託事業者】

株式会社琉球新報開発

株式会社Niche ニッチ